

長野地域経済牽引事業促進協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。最終改正平成29年法律第47号）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のために当該地域の地方公共団体等が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、長野地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（設置）

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 長野市、須坂市、千曲市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村及び小川村
- (2) 長野県
- (3) 長野商工会議所、須坂商工会議所、千曲商工会議所、長野市商工会、信州新町商工会、戸倉上山田商工会、小布施町商工会、信濃町商工会、飯綱町商工会、高山村商工会及び小川村商工会
- (4) 国立大学法人信州大学工学部及び独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校
- (5) 公益財団法人長野県テクノ財団善光寺バレー地域センター、一般財団法人信州大学工学部若里会及び一般財団法人長野経済研究所
- (6) 職業訓練法人長野地域職業訓練協会

2 前項第1号に掲げる市町村及び長野県は、協議会の組織後に、必要があると認めるときは、法第7条第2項各号に該当する者を協議会の委員として加えることができる。

3 法第7条第2項各号に該当する者であつて、協議会の構成員として加えるとされていないものが、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、前項第1号に掲げる市町村及び長野県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、委員とすることができる。

4 委員は非常勤とする。

（事務）

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条第1項第1号に掲げる市町村の存する地域における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関することを行うこと。

(事務局及び事務局長)

第5条 協議会の事務局は、長野市に置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(役員及び職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長は、事務局である市から選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、事務局でない市町村から選出する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 役員は、任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

7 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第4条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(総会の招集)

第8条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

2 委員の4分の1以上の者から総会の招集の要請があるときは、会長は、総会の招集をしなければならない。

3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(総会の運営)

第9条 総会は、委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、総会の議長となる。

3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会の設置)

第10条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会に要する経費は、委員が協議して負担する。

(協議会の解散)

第12条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年11月6日から施行する。